

第 16 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 10 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 26 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16 名 欠席者 0 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

議案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
変更について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16 名）

1 番 吉田 孝行

2 番 中村 伸秀

3 番 松永 博視

4 番 岡本 義照

5 番 近藤 茂

6 番 井寺 知江子

7 番 成清 輝美

8 番 角 豊明

9 番 中村 浩章

10 番 北原 良輝

11 番 城戸 慎吾

12 番 溝口 弘之

1 3 番 城戸 孝行

1 4 番 富安 春二

1 5 番 古賀 重満

1 6 番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員 (0 名)

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

まもなく始めさせていただきますので、携帯のほうはマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長お願いします。

○議 長

皆さん改めましてこんにちは。大変お忙しい中においでいただきまして、ありがとうございます。只今から、第 1 6 回の農業委員会総会を始めさせていただきます。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は一旦終了となっておりますけれども、感染防止対策は継続する必要があります。今回もできるだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。本日の総会は、報告事項が 3 件、議案が 6 件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、3 番の松永博視委員、4 番の岡本義照委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第 1 号から第 3 号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

1項、津島の田1筆でございますが、法人との利用権設定のための解約でございます。後ほどの議案第3号、利用権設定で付議される案件となっております。

続きまして2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

1項は、梨の棚が低く、スピードスプレイヤー等の作業に支障があるため解約されるものでございます。2項は個人住宅建設の転用計画がございますため解約されるものです。3項は普通作には狭小な農地であることから解約されるものでございます。3ページをお願いいたします。4項は法人への利用権設定のための解約、5項は議案第4号議案で付議いたします、売買のための解約となっております。続きまして4ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について

でございます。

こちらは、農地への進入路でございますが、面積が200㎡未満ですので許可ではなく、届け出とされております。地図は1ページでございますが、説明は省略させていただきます。報告の説明は以上でございます。

○議長

報告事項は終わりました。何かありますか。ないですね、では次にいきます。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、西牟田、地目、田、1筆、面積、625 m²、渡人、千葉市の_____。
受人、西牟田の農事組合法人_____代表理事_____、利用目的は野菜で、売買価
格は総額で_____円、引き渡しは令和3年10月20日とされております。

説明は以上でございます。

○議長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、6ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について
でございます。

第1項、所在、久恵、地目、田、1筆、面積は5,017 m²の内2,435 m²、貸人、大字
久恵の_____。借人、大字久恵の農事組合法人_____代表理事_____でござい
ます。こちらの農地はハウス部分と水田部分がございますが、自作のハウス部分が縮
小し、広くなった水田分について変更されるものでございます。備考欄に書いており
ますけれども、変更前の面積が1,618 m²でしたが、これを2,435 m²とされるものです。
説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で16件でございますが、第1項のみご説明をさせていただきます。第1項、所在、前津、地目、畑1筆、樹園地9筆、計の10筆、面積計の10,659㎡、貸人は北九州市の_____他6名いらっしゃいます、借り人は、長浜の_____、利用目的は茶で、借賃は1項から1-3項が反当たり_____円、1-4項、1-5項が_____円、1-6項が_____円、1-7項が_____円とされております、期間は10年間の再設定でございます。

続きまして集計表の説明をさせていただきます。議案書のほうは21ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は今回ございません。まず左上の総計でございます。田が65件で面積200,418.59㎡、と畑が12件で面積27,015㎡、合計の77件で面積227,433.59㎡でございます。新規・再設定別では、新規が5件、再設定が72件、通年・期間借地の別では、通年が75件の期間借地2件、小作料納入別は、金納72件、物納1件、耕起代掻き2件、使用貸借2件、あと貸借期間別でございますが、3年が7件、5年が4件、10年が65件、15年が1件でございます。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

議案第3号について、質問のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員(1番)

ちょっとあの、確認なんです、_____のやつはこれは更新が来て今回再更新という言い方はおかしかばってん、更新ということで出てるんだろうと思います。で、

私も_____の法人の代表をしておりますけども、中間管理機構を活用すると今、相当_____円だったかな、そういうところが今現在そういう制度があるちゅうふうに聞いてるんですけども、この____についても 10 年間利用計画を結んであるんですね、ちよっと農業委員会には関係ないかもしれませんが、そういうときの呼びかけちゅうか直接じゃなくて中間管理機構をしたらメリットがありますよとかちゅう話はされてあるんですかね。

○議 長

そうぞ。

○事務局

はい、あの法人さんはですね、今委員さんが仰いましたように中間管理事業を使ってされると補助金が反当たり幾らみたいな感じですね、青地の部分ですけれども補助金がございます。そういったところと、あとお金のやり取りとか中間管理事業、機構の方がですね集めて振り込みをされるとかいうことで、そういう集金の手間とかも簡略化出来るということでメリットについては説明をさせていただいております。その辺りは確かにあるんですけども、途中で解約されたり、総会毎に金額を変更されたりいろんなところで自由にやりたいなという法人さんがいらっしゃいます。そういった方についてはですね、機構を使わずに直接やりたいというようなことで話を伺っております、今回の分もですね機構のメリットも分かるけども直接ということで伺っているところです。

○議 長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第 3 号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第 4 号を提案いたします。本日の農地法第 3 条の案件は 5 件でございます。それでは、第 1 項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の 22 ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約は贈与、所在が長浜、地目、田1筆、面積が1,749㎡、渡人、熊野の_____さん、受人、熊野の_____さん、申請事由は叔母より甥への贈与でございます。作物は野菜を作られるということでございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明とおりです。ご審議よろしく願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので、採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、贈与、所在、前津、地目、樹園地4筆、面積計の2,690.15㎡、渡人、前津の_____さん、受人、前津の_____さん、申請事由は親子間の贈与でございます。作物は露地野菜ということでございますが、少しずつ譲ってあるというような状況でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明とおりであります。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、津島、地目、田1筆、面積2,766㎡、渡人、久留米市の_____さん、受人、野町の_____さん、売買価格は総額の____万円でございます。作物は普通作とされております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次の、第4項と第5項は関連いたしますので、続けて説明を受け、一括して審議した後に、それぞれに採決をとりたいと思います。それでは、第4項及び第5項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは23ページをお願いいたします。第4項、契約、売買、所在、高江、地目、田1筆、面積548㎡、渡人、高江の_____さん、受人、高江の_____さん、

売買価格は、反当たり ____ 万円でございます。作物は米麦を予定されております。続きまして、第 5 項、契約、売買、所在、西牟田、地目、田 1 筆、面積 1,501 m²、渡人は高江の _____ さん、受人は同じく高江の _____ さん、売買価格は、反当たり ____ 万円でございます。作物、こちらも米麦でございます。先ほどの第 4 項の代わりにこちらを譲られるということで、後ほどこの 4 項の一部はですね、転用の申請に出てきますけども、転用部分とこの農地を引き渡すことで代わりの西牟田の農地を売買されるというような交換みたいな形の手続きになってございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第 4 項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。

まず、第 4 項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第 5 項について採決をとります。許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第 5 号、農地法第 4 条の転用でございます。本日の案件は 1 件でございます。それでは第 1 項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の 24 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、所在、前津、地目は田が3筆、面積2,067㎡、申請人は、筑後市前津の____さん、申請事由は、一時転用で農地改良となっています。場所の確認をお願いします。地図の2Pをご覧ください。(地図により位置説明) 田を畑へ改良、それと盛土は西隣の茶畑と同じ高さです、平均して70cm程度、コンクリートブロック4段積み、作付けはブドウという計画になってございます。こちら第1種農地という判断をしております。1,000㎡以上での農地改良の場合はですね、一時転用許可申請が必要となりまして、農地改良の工事期間が一時転用ということになります。今回は11月1日から12月末までのですね2ヶ月の計画となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。たくさんブドウを頑張って作ってあってここを低いところですので高めてハウスまで建造されて経営をされると聞いております。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第5号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は8件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書25ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑1筆、面積242㎡、渡人、筑後市長浜の_____さん、受人は筑後市山ノ井の有限会社_____の_____さんでございます。申請事由は宅地分譲整備1区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください。(地図により位置説明)こちらの農地区分はですね、用途地域で第3種農地ということになります。用途地域になりますので、宅地分譲の造成のみで可能、原則許可となっております。土地の価格は____万円、坪単価の____千円となっております。なお、_____さん、全て完了となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今事務局から説明どおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。3ページでございますのでよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項と第3項は関連いたしますので、続けて説明を受け、一括して審議した後に、それぞれに採決をとりたいと思います。それでは、議案第6号第2項及び第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それではまず第2項、契約、売買、所在、熊野、地目、田1筆、面積655㎡、渡人、八女市高塚の_____さん、受人は、京都市伏見区の株式会社_____でございます。申請事由は、太陽光発電設備設置という計画になってございます。場所の確

認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。(地図により位置説明) こちらの農地はですね、用途地域で第3種農地でございまして原則許可となっております。こちらの発電設備はですね79.2kwの発電設備で、太陽光パネルが240枚の計画となっております。売電開始は令和4年1月31日となっております。土地の売買価格は__千円、坪単価の_____円となっておりますけど、整地費がですね__千円、坪単価_____円かかるというようなことになってございます。

次いきます。第3項、契約、売買、所在、熊野、地目、田1筆、面積が1,587㎡となっております。渡人、受人は一緒でございます。申請事由は、同じく太陽光発電設備設置という計画となっております。場所の確認でございますけれども地図は同じく4ページですね5条の3と書いております。(地図により位置説明) この農地も同じくですね、用途地域で第3種農地でございまして、こちらの発電設備はですね、118.8kwでございまして、太陽光パネル360枚の計画となっております。売電開始は同じく令和4年1月31日となっております。土地の売買価格は__千円、坪単価の_____円。同じく整地費がですね、こちらのほうは__千円、坪単価の_____円となっております。なおこちら耕作放棄地でございまして、調査をした際にですねこういう太陽光発電設備の中ですね、パネルが置いてあるところはですね防草シートとか除草で管理されておるんですけども、フェンスのところです、が、ちょうど草が伸び放題となってるところがですね、過去の案件でありましたものですから、隣地の農地にですね悪影響を与えることから、地区担当委員さんからですね、事業者にあたりの管理を適正に行うよう伝えておいてくださいとのことでしたので、事業者のほうにその旨を伝えております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

その前に、さっきの整地費はどっちが払うっていうことですか。

○議長

どうぞ。

○事務局

整地費は転用事業者が払うことに。

○担当委員

それをさっ引いた分の単価、値段ですか。

○事務局

別々に今ちょっと説明差し上げたつもりなんですけども、土地の売買価格はですね、安くて、それ以上に何倍もその整地費がかかるということですね。

○担当委員

で、追銭を打たないやいかんという・・・。

○事務局

追銭は打たなくて良いです。業者が全部払う、売買なんです。

○事務局

整地費は説明しただけで、転用事業者が普通に払わなくちゃいけない整地。こんだけ掛かるんで値段が安いですよちいうこと。

○議長

地権者が払うんじゃなくて業者が払うとやろ。

○担当委員

良く分からんやったもので。はい。ただ今説明していただいたとおりでございます。地図は4ページについております。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項及び第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。

議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について採決をとります。承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書は26ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在は水田、地目は畑9筆、面積1,618.25㎡、渡人は筑後市水田の_____さん、受人は筑後市野町の_____さん、申請事由は建売分譲住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページでございます。(地図により位置説明) 建売住宅5棟、面積は合計で553.75㎡の計画となっております。こちらの農地区分は第1種農地で、令和3年6月25日に農振除外が完了しており、集落に接続が可能となっているため、第1種農地の例外規定に該当するものでございます。総額の_____千円、坪単価の約_____円となっております。なお、_____さん、全て完了となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、ただ今事務局からの説明どおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、売買、所在、常用、地目は畑3筆、面積2,177㎡、渡人はみやま市瀬高町の_____さん、受人は同じく瀬高町の株式会社_____さんでございます。申請事由は建売分譲住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の6ページでございます。(地図により位置説明) こちらの農地区分はですね、第1種農地で、集落に接続が可能となっているため、第1種農地の例外規定に該当するものでございます。総額_____千円、坪単価の約_____円となっております。

ございます。説明は以上でございます。

○議 長

第5項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしくお願いいたします。それでは第5項の申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中を、ご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人でございます株式会社_____の_____様でございます。____様におかれましては、委員からの質問がありましたらご起立していただき、簡潔なご答弁をお願いいたします。それでは申請人に質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員（13番）

みやま市ということなんですけど、みやまとか近郊で、筑後市では初めてということなんですけど、今までにあれされた実績とかをちょっとお尋ねしたいんですけど。よろしくお願いいたします。

○議 長

どうぞ。

○申請人

今までの実績に対してですけど、会社自体が一応6月に設立しましたので、まだ実績ということは全くなくて今回が初めてということになります。よろしくお願いいたします。

○議 長

いいですか。（はい。）他にございませんか。はいどうぞ。

○委 員（15番）

今回、盛土はどれくらいされるんですかね。

○申請人

盛土に関しては道路の高さ、G Lから凡そ50センチから60センチ位を予定しております。道路に接するだいたい50センチぐらいのところは法面を付けて、道路に砂、砂利等が入らないように工夫して造成したいと考えております。

○委員（15番）

最近、問題となっております盛土の関係の壊れたり、漏れたり流れたり、ニュースにです、そこんにきの対策はきちんととってありますか。

○申請人

対策としては法面を付けて対応するって形にしていますので。強い大雨や9月みたいにです、ねちょっと一時的なゲリラ豪雨とか、天候の関係がある場合を除いて、通常の雨でも迷惑はかけない程度の法面を付けて造成をしたいと考えております。（分かりました。）

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（7番）

重複するかもしれませんが、新規に会社を設立されたそうなんですけれども、その事業内容とかそういうのを教えていただけますか。

○申請人

事業内容としては、不動産関係の購入して、分譲地を造ったり、建売を造ったり、あと建物、土地の賃貸借、売買、あっせん、交換等をメインにしている会社でございます。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

それでは、他に質問が無いようでございますので、申請人におかれましてはここで退席していただきます。申請人におかれましては、大変お忙しい中ご出席ありがとうございました。

【申請人 退室】

それでは次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては今事務局のほうから説明のあったとおりです。地図につきましては6ページということで、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書27ページをご覧ください。第6項、契約、使用貸借、所在、江口、地目は田1筆、畑5筆、計6筆でございます。面積は143.66㎡、貸人は筑後市江口の_____さん、借人は同じく江口の_____さん、申請事由は、自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図は7ページでございます。(地図により位置説明)こちらの農地区分は第1種農地でございます、令和3年6月25日に農振除外が完了しているところでございます。自己住宅の建設でですね、そのほとんどは宅地に建設されますけれども、一部、農地にかかること、また進入路についても消防法の規定で通路が狭く消防車両が入らないことも併せてですね、農振除外から転用ということになってございます。いわゆる敷地拡張という部分もございます。住宅面積は81.15㎡で、一体利用地は宅地など671.05㎡となっております。なお、_____さん、____さんは親子でございます、使用貸借となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりであります。場所については7ページです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員(13番)

この地図で多分こっちに____さんの方からこう入って、もう同じ敷地に建てらっしゃるちゅうこっでしょ。

○事務局

はい、そうです。今のこの緑色のところのすぐ北側ですね、上の方に建てられるそうです。で、こちら東側というか右側を通られるそうなんですけどちょっと車が通るか通らないかで、家を一部崩してですね、4 m位とれるようにされるという計画だそうです。(ありがとうございます。)

○議長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第6項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第7項、契約、売買、所在、高江、地目、田1筆、面積382㎡、貸人は筑後市高江の_____さん、借人は八女市蒲原の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図はですね、戻りまして1ページですね。4条の届け出があったところがございます。(地図により位置説明)住宅面積は114.18㎡の計画となっております。こちらの農地区分は第1種農地と判断しております。同じく集落に接続が可能となっているため、第1種農地の例外規定に該当するものでございます。_____さんと____さんは、親戚関係、甥の子供さんということでございます。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

はい。ただ今事務局の説明どおりであります。場所につきましては先ほど言われたように1ページです。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第7項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第8項、契約、売買、所在、西牟田、地目は畑1筆、面積521㎡、渡人は筑後市熊野の_____さん、受人は筑後市久富の_____さん持分が1/2と、同じく_____さん持分が1/2、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いいたします。地図は8Pをご覧ください。(地図により位置説明)住宅面積は63.50㎡で、一体利用地として進入路というか道路が108.37㎡となっております。こちらの農地区分はですね、第3種農地と判断しており原則許可となっております。総額_____千円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

内容につきましては今事務局の説明のとおりです。場所につきましては8ページ……。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第8項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第16回農業委員会を閉会いたします。

午後2時26分 閉会